

第36回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年5月25日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 79号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 18件 |
| 第 5 | 報告第 80号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて | 1件 |
| 第 6 | 報告第 81号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第185号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 8 | 議案第186号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第187号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 15件 |

○出席委員（14名）

2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君	4番 小野寺典男 君
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	7番 森田 享子 君
8番 舟山 珠代 君	10番 甲斐やす子 君	11番 笛木 眞一 君
12番 山本 政弘 君	13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君
15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員（2名）

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（2名）

1番 平山 正志 君 9番 津野 斉 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第36回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時06分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・笛木君

13番・熊谷君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第36回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第79号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第79号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容18件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号18まで内容18件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号18まで内容18件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第79号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり18件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 5.3h a

指名年月日 令和8年4月23日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

以下、番号2から番号12まで、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員は番号1と同じため、説明を省略いたします。

続きまして

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 6.6h a

続きまして

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 11.9h a

続きまして

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 4.9h a

続きまして

番号5

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 39.8h a

続きまして

番号6

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 35.3h a

続きまして

番号7

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 27.8 h a

続きまして

番号 8

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 37.7 h a

続きまして

番号 9

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 37.0 h a

続きまして

番号 10

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 16.0 h a

続きまして

番号 11

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 39.8 h a

続きまして

番号 12

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 55.4 h a

続きまして

番号 13

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 64.7 h a

指名年月日 令和8年4月23日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

続きまして

番号 14

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 23.6 h a

指名年月日 令和8年5月1日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、小野寺委員、山本委員、遠藤委員。

続きまして

番号１５

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 23.6 h a

指名年月日 令和８年５月１日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、小野寺委員、山本委員、遠藤委員。

続きまして

番号１６

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 57.7 h a

指名年月日 令和８年５月１日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

番号１７

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 57.7 h a

指名年月日 令和８年５月１日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

番号１８

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。

申出面積 5.0 h a

指名年月日 令和８年５月１４日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号１から番号１８について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１から番号１８については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第７９号、内容１８件は報告のとおり承認されました。

◎報告第８０号

○会長（佐藤徳市君） 日程第５。報告第８０号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて、内容１件を議題といたします。

番号１を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第８０号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出の取り下げについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取り下げがあったので報告するものであります。

別紙のとおり１件となっております。

番号１

あっせん申出取り下げ者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、50.9h a

指名年月日、令和７年４月２５日。

申出の種類、売買。

取り下げ申出年月日、令和８年５月８日。

取りやめ面積、50.9h a

取りやめの理由については、都合によりとなっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号１について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号１は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第８０号、内容１件は報告のとおり承認されました。

◎報告第８１号

○会長（佐藤徳市君） 日程第６。報告第８１号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容１件を議題といたします。

番号１を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

- 農地係長（青島雅明君） はい。
報告第８１号について説明させていただきます。
農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり１件となっております。

番号１

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 平山委員、佐藤松喜委員、渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和８年１月１５日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字虹別原野２９－１

現況地目 畑

面積 47,720㎡

価格 3,306,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

以上です。

なお番号１につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願いいたします。

- 会長（佐藤徳市君） １１番・笛木君。

- １１番（笛木眞一君） １１番、笛木です。

報告第８１号、番号１について報告いたします。

令和７年１月１１日に平山委員、佐藤松喜委員、渡邊委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和８年１月１５日に平山委員、渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で虹別酪農センターにおいて第２回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号１について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、１１番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第81号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第185号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第185号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっており、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第185号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-60。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、59,013㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和4年5月31日。

契約期間、令和4年5月31日から令和13年12月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和8年5月1日となっております。

なお、番号1については熊谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 13番・熊谷君。

○13番(熊谷英二君) 13番、熊谷です。

議案第185号、番号1について説明させていただきます。

5月14日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地

法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、議案第185号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第186号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第186号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第186号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字オソツベツ409-5

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積1,198㎡外5筆、合計面積21,393㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和6年5月1日

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第186号、番号1について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから3ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、13番、熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第186号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第187号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第187号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての内容15件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号2と番号3、番号4と番号5、番号6と番号7、番号14と番号15は同様の案件のため、内容8件を一括審議に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2と番号3、番号4と番号5、番号6と番号7、番号14と番号15は同様の案件のため、内容8件を一括審議と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第187号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画（案）のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり15件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号2以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野29-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,720㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和8年6月12日。

対価の支払い期限、令和8年9月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、3,306,000円。

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして、番号2と番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上多和 1 1 8 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、21,992㎡外 9 筆、合計面積は176,829㎡。

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和 8 年 6 月 1 2 日から令和 1 8 年 6 月 1 1 日。

土地の引渡時期、令和 8 年 6 月 1 2 日。

金額は、年間150,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 3 については、利用権設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払い方法を説明し、他の項目は番号 2 と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号 2 から番号 3 については大泉委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3 番・大泉君。

○3 番（大泉義明君） 3 番、大泉です。

議案第 1 8 7 号、番号 2 から番号 3 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5 月 2 2 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 3 番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号２から番号３については原案可決されました。

続きまして、番号４と番号５を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号４

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野南２線２６－１。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積254㎡外１筆、合計面積は6,316㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年６月１２日から令和１８年６月１１日。

金額、年間9,441円。

支払方法は毎年１２月２０日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号５については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号４と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号５

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年１１月３０日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号４から番号５については山本委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） １２番・山本君。

○１２番（山本政弘君） １２番、山本です。

議案第１８７号、番号４から番号５について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、５月１０日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたし

ました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5については原案可決されました。

続きまして、番号6と番号7を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-60。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積59,013㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年6月12日から令和18年6月11日。

土地の引渡時期、令和8年6月12日。

金額、年間23,600円。

支払方法は毎年12月20日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号7については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号6から番号7については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第187号、番号6から番号7について報告いたします。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

事務局より調査依頼があり、5月14日に現地調査を行ってまいりました。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号7については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

お諮りいたします。

番号8から番号13まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8から番号13まで内容6件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん、番号9以下、●●●●さんと省略させていただきます。

土地の所在、字オソツベツ 7 9 1－6 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積43,771㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 8 年 6 月 1 2 日から令和 1 8 年 6 月 1 1 日。

金額、年間117,600円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 9 から番号 1 3 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、土地の所在、金額、支払方法を説明し、他の項目については番号 8 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 7 9 1－6 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積43,771㎡。

金額、年間117,600円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 0

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 7 9 1－6 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積42,000㎡。

金額、年間109,200円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 7 9 1－6 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積42,000㎡。

金額、年間109,200円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野 9 6 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積57,715㎡。

金額、年間150,000円。

支払方法は毎年 1 2 月 2 0 日までに指定口座へ振込となっております。

番号 1 3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野 9 6 - 1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積57,715㎡。

金額、年間150,000円。

支払方法は毎年 1 1 月 3 0 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 8 から番号 1 3 については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番、熊谷です。

議案第 1 8 7 号、番号 8 から番号 1 3 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5 月 1 4 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 1 8 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 8 から番号 13 まで内容 6 件については原案可決されました。

続きまして、番号 14 と番号 15 を議題と致します。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●● ●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 14

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字弟子屈 865-1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 60,000㎡外 9 筆、合計面積は 859,999㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 8 年 6 月 12 日から令和 18 年 6 月 11 日。

金額、年間 2,150,000 円。

支払方法は毎年 12 月 20 日までに指定口座へ振込となっております。

なお、番号 15 については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目については番号 14 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

支払方法は毎年 11 月 30 日までに指定口座へ振込となっております。

以上です。

なお、番号 14 から番号 15 については平山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第 187 号、番号 14 から番号 15 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、5 月 14 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

賃貸人は、相手方の希望により農地を貸付け、賃借人は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、機構法第 18 条第 5 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で平山委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 番・平山君

の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号14から番号15については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

以上をもって、議案第187号、内容15件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第36回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第36回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時42分閉会)